

すみがほしきも しや。

6 すみがほしき

7 ありがほしき

8 くには

9 あきづしまやまと

歌い方

全六句。一段の曲。歌詞の繰り返しなく、第1句から第6句まで歌う。第7〜9句は歌わない。「1 茲郡歌」がそうであったように、本歌も何らかの理由で歌詞のすべては歌わない歌い方であったのだろう。

本歌の歌譜を他の歌譜と比較してみると、歌い方を示す記号・符号にいくつかの特徴が認められる。

① 「丁」(「小丁」を含む) が三十四回みられ、琴歌譜二十二首中最も多い。次に多いのは、「20 酒坐歌」に二十四回、「1 茲郡歌」に二十回である。

② 「引」が二十七回みられ、琴歌譜中最も多い。次に多いのは、「14 宇吉歌」に十八回、「22 茲良宜歌」に八回である。

③ 「上」「下」記号が一つしかない。ただし他歌でも「11 山口扶理」など五曲は「上」「下」記号が全くない。

④ 節回しを示すと思われる符号は「レ」「ゝ」の二種に限られ、「レ」が特に多い。「レ」は十八回現れるが、必ず「丁」の前

に現れる。

⑤ 「阿阿阿」など母音の連続が多い。「阿阿阿」など母音が三文字以上続く場合を数えてみると十九回で、琴歌譜中最も多い。次に多いのは、「16 長埴安扶理」に八回、「17 阿遊陀扶理」「22 茲良宜歌」に五回である。「3 片降」、及び「4 高橋扶理」から「12 大直備歌」までの小歌には、「9 庭立扶理」の二回を例外として全くみられない。

以上は「余美歌」の歌譜を平面的かつ量的に観察して把握される諸特徴であるが、これらの中で質的にも他の歌譜ときわだつて相違している点は、①の「丁」に関してである。本歌譜では「丁」が、数が多いというばかりではなく、ほぼ歌詞の音節毎に現れている。この点については、すでに徳川浄「読歌考」(『萬葉集撰定時代の研究』所収)に的確な指摘がある。すなわち、本歌は「殆ど歌詞の一首毎に区切つて唱え進んでうたつてゐる」、そして「他の歌譜には、かく歌詞の一首毎に休止する歌ひ方はない」。

「丁」は序文に「丁は徐かに息を微く声に随ふ」とみえ、発声の息を少しずつ少なくしていくことを意味する記号であり、つまり一種の休止符とみてよい(林謙三「雅楽」五一四・五一五頁など)。この「丁」は琴歌譜中約三分の二の歌譜にみられ

き ○
も ○丁上

き ○
も ○丁
ムし ○ー
や ○

歌詞全三十八音節中二十七音節が「丁」で区切られるか、または音節を歌う中に「丁」をもつ。十一音節には「丁」がみられないが、それらは対句部分（二段に对照させて示した）の終わり、「ほしき」と囃子詞「しや」にほぼ集中し、かつそれらは短く歌われており、歌の区切りまたは歌い収めの部分の特色ある歌い方なのだろう。

こうして、音節毎に「丁」で区切って歌うという本歌の特徴は明らかである。そしてこの特徴を歌唱の基本として、それとの関係において前記の他の特徴(②③⑤)もとらえられると思われるが、その点は省略する。なお、歌譜において、対句部分の歌い方が前句後句はほぼ同じである点も注目される。

第2・4・6句は歌詞と譜詞で小異があり、譜詞の方が一字ずつ多い。

語釈

余美歌——よみうた。歌い方による歌曲名。歌詞の音節毎に区切って歌う歌。「考説」参照。

そらみつ——「やまとのくに」の枕詞。神武紀三十一年に「饒速日命、天磐船に乗り、太虚を翔行きて、是の郷を睨りて降りたまふに及至りて、故、因りて目けて、虚空見つ日本の国と曰ふ」とある。「そらみつ」は、神の虚空からの国見、国覓ぎの観念のこめられた称辞。万葉集でも全七例中、「そら」に「虚」をあてるもの五例、「空」「天」各一例、また「みつ」を「見つ」とするもの六例。また「天尔満」（1・2・9、人麻呂）にみられるような、虚空に満ちるという解釈もあった。

大和の国——記紀歌謡や万葉歌では、「やまと」だけでは必ず狭い範囲の大和（奈良県、またはその一部）を表し、日本全土を表すことはない。日本全土をいう場合には、「やまとのくに」といい、しかも「枕詞+やまとのくに」と表される（拙稿「舒明天皇と大和」、大養孝編『万葉の風土と歌人』所収）。しかしこの歌の場合は、縁記に従えば、狭い範囲の大和をさすことになる。

神からか——神の性格のゆえか。万葉集に、「玉藻よし 讃岐の国は 国からか 見れども飽かぬ 神からか ここだ貴き」（2・2・20、人麻呂）、「み吉野の 蜻蛉の宮は 神からか 貴くあるらむ 国からか 見が欲しからむ」（6・9・17、笠金村）などとみえ、「神からか」 国からかは、国讃

めの常套的表現の一つ。

在りが欲しき——ありたい。住み続けたい。「在りが欲し 住

みよき里の 荒るらく惜しも」(万6・二〇五九、山辺福麻呂)。

国からか——国の性格のゆえか。

住みが欲しき——住みたい。

蜻蛉島——「やまとのくに」の枕詞。「やまとのくに」を豊饒

の王土として讀える語。「あきづ」は蜻蛉で、穀霊としての

トンボ。雄略記紀に、歌謡を含む「蜻蛉島」の名付けの伝承

がある。「8 継根扶理」の語釈の項参照。「秋津」(継体紀七

年)、「秋津島」(万13・三三三三)などの表記もある。なお、

万葉集では「やまと」に枕詞がつく場合、大部分が「枕詞+

やまとのくに」と表される(十七例)。「枕詞+やまと」の例

が三例あるが、いずれも道行きの表現をとって特殊である。

本歌の「枕詞+やまと」のかたちは異例。

口語訳

(かつて神が虚空から国見をして降臨した) 大和の国は、神の

性格の故か、あり続けたい国だ、国の性格のゆえか、住み続け

たい国だ。あり続けたい国は、(豊饒の王土たる) 大和である。

考説

①余美歌の名義

まず、本歌の曲名は「正月元日余美歌」ではなく、「余美歌」

とみるべきである。写本には字間も空けず、「正月元日余美歌」

と連ねてあるが、「全譜」に、「正月元日」というのは、これらの

歌曲の演奏される時をいうので、この歌曲の特称ではない」と

いうとおり、「正月元日」は節目を表しており、見出しであっ

て、本歌から「16長埴安扶理」までにかかる。後の「七日阿遊

陀扶理」「十六日節酒坐歌」の場合も同様で、「七日」「十六日」

はいずれもそれらの歌が歌われる節目を表す。琴歌譜の他の歌

にも、記紀歌謡その他の上代歌謡にも「正月元日……」のような

歌曲名が見えないことによっても、それは明白であろう。

さて、「余美歌」の語義については、允恭記の「説歌」(記89・

90)について、「此の二歌は説歌なり」とある)の語義の解釈と

ともに諸説がある。中でも、允恭記の「説歌」について本居宣

長の古事記伝が、

説歌は、楽府にて他の歌曲の如く、声を詠めあやなしては

歌はずして、直誦に説挙る如唱へたる故の名なるべし。凡

て余牟と云は、物を数ふる如くにつぶくと唱ふるることな

り。

といい、続けて割注に、

故物を数ふるをも余牟と云り。又歌を作るを余牟と云も、

心に思ふことを数へたてて云出るよしなり。(下略)

(筑摩版『全集』第十二巻による)

と述べたのは、今に至るまで強い影響力をもつ。「読歌」は「直誦に読挙る如唱へたる故の名」であるというのである。他方、ヨミ歌に寿祝や讚美の意味を認めようとする説も有力で、代表的なのは土橋寛『古代歌謡と儀礼の研究』(三五六―三六四頁)の説で、その結論は、「琴歌謡」の「余美歌」は、場から言えば正月元日の儀式歌、内容から言えば国讃め歌で、このヨムは寿ぐ、讚める意であろうと思う」というものである。土橋氏はヨムという語の語義変化を検討し、そしてこのヨミ歌に認められる「寿ぐ、讚める」意こそがヨムの原義であると説いている。

しかし、ヨミ歌の語義の検討のためには、琴歌謡「余美歌」の歌謡の読解が不可欠である。そして、先の「歌い方」の項でのその検討によれば、音節毎に区切って歌うという歌い方が、量的のみならず質的にも、本歌謡を他の歌謡と俄然と区別していたのであった。すでに徳田浄氏が指摘している(前掲論文)ように、ヨミ歌とはこの音節毎に区切って歌うという歌い方の名であろう。ヨムとは、一つ、二つ、三つ、と一つずつ区切って数えることであり、その一つの特長化がヨミ歌であるといえ

る。ただし、「音節毎に区切って歌う」ということと、宣長説の「直誦に読挙る如唱へたる」とはちがう。「歌い方」の項に挙げた「余美歌」の歌い方の諸特徴からは、それが「直誦に読挙る如唱へたる」歌であったとは読めない。ヨミ歌もまた一定の曲調をもっていたと思われる。

また、ヨミ歌の語義は以上のように考えられるが、それを歌う行為は、ヨムという行為に由来する呪性を帯びただろう。数える意のヨムは、語義としてではなくその言語行為自体のもつ性質として呪的であったと考えられる。ものごとを区切って数えたてるとは、そうすることによって対象を認識・把握するという特殊性をもつ。ヨミ歌は寿歌・讚歌という意味の名なのではないが、そのヨムという呪的な歌い方、歌う行為が寿祝に通じたであろう。

なお、「読歌」の名が「読曲歌」(業府詩集四六所収)の影響を受けて成立したらしいこと、やはり徳田浄氏の「上代に於ける日支歌謡の交渉」(前掲書所収)に論がある。音節毎に区切って歌うというヨム歌は日本にも古くから固有に存したと思われるが、伝来の「読曲歌」と、音楽面で数え立てるよう表現するという点の類似が気づかれ、宮廷歌謡名としての「読歌」が成立したものか。

②余美歌の成立時期

歌は小型の長歌であり、しかも終止が五三七止めの型をもっている、形式上では古風を示している。そこでふつう、本歌は人麻呂以前の成立とみられている（上橋寛「古代歌謡と儀礼の研究」三五四―三五六頁、など）。しかし、もし本歌がそれほど古くから正月の節会でもっとも重要な大歌として毎年奏されてきたとするなら、なぜ記紀のなかに取り入れられなかったのかという疑問が起ころ。琴歌譜で、本歌には景行天皇が遠征先の日向で作ったとする縁記が付されているのだからなおさらである。また、とくに「神からか 在りが欲しき 国からか 住みが欲しき」という対句の部分は、国見歌・国讃め歌の伝統である「見る」「見ゆ」という祝賀語を欠き、後代の成立であることを表している。さらに、歌の表現に、それ以前の歌詞を組み合わせたようなところがみえる。

詳しい論証は別稿（稿末参照）によりたいが、本歌は次のようにして成立したのではなかったかと推測する。すなわち、「神からか 国からか」という対句の構成は、人麻呂の「玉藻よし 讃岐の国は 国からか 見れども飽かぬ 神からか こだ貴き」（万葉集二二〇）や、笠金村の吉野行幸従駕歌、「……み吉野の 蜻蛉の宮は 神からか 貴くあるらむ

国からか 見が欲しからむ」（6・九〇七）などに倣い（参考、曾倉岑「国見歌とその系列の歌の自然叙述」『論集上代文学』一五）、しかも宮廷で元日節会に奏する日本全体の讃歌にふさわしく「在りが欲しき」「住みが欲しき」と改作したものであろう。そして、冒頭の「そらみつ 大和の国は」と終わりの「（在りが欲しき）国は 蜻蛉島大和」は、それぞれ万葉集開卷冒頭の雄略天皇歌の「そらみつ 大和の国は」と、続く舒明天皇歌の「（うまし国そ）蜻蛉島 大和の国は」から摂取したものであろう。結局本歌は、それ以前の諸歌の表現を借りて、節会用に、比較的新しく制作されたものであろう、と。

そして、その制作の時期を聖武朝頃と推定する。統日本紀天平十五年（七四三）五月五日条に賜宴で阿倍皇太子が五節の舞を舞うことがあり、その折聖武天皇の詔に報えて元正太上天皇が詠んだ歌の一つに、

そらみつ大和の国は神からし貴くあるらしこの舞見れば
がある。上の句が「余美歌」にひとしく、場も節日の賜宴で、
関連が深からう。

縁記

卷向日代宮 御宇大帯日天皇、久御坐於日向国、厭辺夷之
処、懐倭国之宮。斯乃述眷恋之情、作懐旧之歌。

(この縁記は、原文では歌譜の前に位置している)。

訓読

卷向の日代の宮に御宇しし大帯日の天皇。久しく日向の国に御坐して、辺夷の処を厭ひたまひ、倭の国の宮を懐ほす。斯に乃ち眷恋の情を述べ、川を懐ひて作らず歌。

語釈

卷向日代宮——景行天皇の皇居。「大帯日子淤斯呂和氣の天皇、纏向の日代の宮に坐して、天の下治めたまひき」(景行紀)。

「冬十一月の庚中の朔に、乘輿美濃より還りたまひ、則ち更纏向に都つくりたまふ」(景行紀四年)。「卷向」は奈良県桜井市穴師の北。

大帯日天皇——景行天皇。「大足彦忍代別天皇」(景行紀)。「大足日子天皇」(常陸国風土記)。「大帯日子天皇」「大帯日古天皇」「大帯比古天皇」(以上、播磨国風土記)。「大帯日子天皇」(「17阿遊陀扶理」の縁記)。ここは、オホトラシヒだが、この文字が脱したか。

辺夷——辺境にいる異種族。「脩、在南積年、為辺夷所附」(倭南に在ること積年、辺夷の附く所と為る) (晋書・滕脩伝)。

眷恋——おもひしたう。「徒懷越鳥志、眷恋想南枝」(徒だ越鳥の志を懐き、眷恋して南枝を想ふ) (文選二六・潘岳・「在

懷泉作)。「眷 コヒシ カヘリミル シタシ」(名義抄)。

口語訳

卷向の日代の宮で天下をお治めになった景行天皇が、長い間日向の国にいらっしやって、辺境の夷の地を厭に思われ、倭の国の宮を懐かしました。そこで故郷を偲ばれる心を述べ、以前のことを思い慕ってお作りになった歌。

考説

景行紀一七年の条に、景行天皇が日向で「野中の大石に陟りまして、京都を憶ひたまひて」倭は「国のまほらま 豊なづく 青垣 山こもれる 倭しうるはし」などの「思邦歌」を歌ったことがみえるが、そこに本歌はみえない。前記のように本歌の制作は比較的新しいと考えられるが、大和讃めの内容であることが、景行天皇の伝承を引き寄せ、縁記とされたか。歌詞も縁記も擬古の作らしく思われる。

(注) 本稿の論述は、拙稿「琴歌譜「余美歌」考」(国語国文) 六六一九、一九九七年九月)と重なるところが多い。また同「歌譜と和歌」(国文学解釈と鑑賞) 六一一八、一九九七年八月)とも一部重なる。

(神野富一)

とある。

ウキは盃で、酒杯のこと。同記、三重の采女の条に、「大御盃」「盃」「美豆多麻宇岐」が、応神記、矢河枝比売の条に「大御酒盃」が、また大國主神の条に「宇伎山比」の語がある。

「宇吉歌」について、諸説があるが、①酒盃を捧げる時の歌（『全書』・『大系』・『大系本記』・『古代歌謡集記』）、②酒を盃に注ぐ時の歌（『全註解記』・『古代歌謡全注釈記』）、③勸酒歌（『全集本記』・『集成本記』・『学術文庫記』）、④新嘗の宴の歌（『記紀歌謡評釈』）、⑤浮き浮きした調子の歌（『詳解』）、に分けることができる。①②③は、歌詞「ホタリ」から酒宴歌謡と解している。④は、第一縁記及び古事記の所伝より豊楽節会に関連すると解している。⑤は、古事記「志都歌」との並びから歌い方をさすものである。ウキは、前述のように「盃」の意であるので、ここは①②③にいう酒宴の歌とするのが妥当であろう。

ウキウタは概ね酒宴の席で歌われる歌、酒宴で盃を持つ時に歌われる歌と考えられる。

みなそそく——枕詞。ミナソクソクで、ミは水、ナは格助詞、ソクは注ぐ、洗いすすぐ、飛び散る、などの意。従来、①

水が飛び散る意（『時代別』・『全集』・『古代歌謡全注釈記』・『集成本記』・『学術文庫記』）②水がほとばしる、あふれる意（『大系』・『詳解記』）③水がそそぎ込む、流れ込む意（『大系本記』・『全講記』・『古語大辞典』・『岩波古語辞典』・『角川古語辞典』）④水潜ぐ意（『言別』）とする説がある。

また、万一・三六に「……この川の 絶ゆることなくこの山の いや高知らず 水激 瀧の宮庭は 見れど飽かぬかも」とあり、これを万葉集の注釈書類では、「水たぎつ」、イ「みなぎらふ」、ウ「みづはしる」、エ「みなそそく」などと訓じている。エのように「激」をソクと訓む例としては『時代別』に「激古記云、曾々久」（令集解考課「復劍鐔、垂血激越為神」〈激越曾々岐氏〉（神代紀上・私記乙本）、などの例を挙げる。

本歌では、水がそそぎ込む——大水・大海（同音の臣）の意で、「臣」にかかる枕詞。

臣の娘子——オミは宮廷に仕える者をさし、一般には「臣」の字を用いる。宮廷に仕える女性をいう。「臣の壮子」（万三・三六九）に対する語。他に「臣の子」（紀74）もある。

ほだり取り——ホタリは未詳語。盃に酒を注ぐのに用いる器とされる。記伝に「秀樽」の字を当て、「樽は、もと酒を盃に

「注ぎ入るゝ器なり」と述べ、その注に「説文に、尊、注、酒器、とあるにて知べし、尊と、樽樽と、同じことなり、此方にて多理と云物も、古は酒を注ぐ器なりし故に、此字を当たるなり。されば古の樽は、後世に、瓶子、銚子などを、用ゑる如く、用ひたりし器なり、然るに後世には、樽は酒を入置、器となりて、注ぐ器には非ず又瓶子は、和名抄に、加米とありて、古は酒を注ぐ器にはあらず、銚子は、佐之奈閉とありて、酒器には非ず、然るに此二、後世には、酒を注ぐ器となれる、皆古と後世と、其形も、用ひざまも、うつりかはれるなり」といい、そしてタリは垂で「其、口より酒の垂、出るよしなるべし。」更に、ホは秀で「其、形の長高きを云なるべし。」と述べている。

これにより、今日「樽」と呼ぶ木製の容器は、古語タリが転じたものとする説が一般的である。その古語タリについて、金田一京助氏は「アイヌ民族の中に伝はり残つて、その饗宴には、先づ主婦がアンタリを執つて起つて一同へ酌をするところが、ユカラには殆んど毎篇必ず出る。古老に拠れば、古代内地人から渡つた金時絵などの提子様のものの両口の漆器だといふ。」(『文学』三一四)と説いている。また土橋寛氏は「沖繩で水を汲む柄杓をフタリと言つてゐることで(組踊の

「手水の縁」、石垣島の「雨乞いチイダイ」などに見える)、これによればホタリは柄杓または柄杓型の銚子を意味する古語であつたと思われる(『古代歌謡全注釈記』)と説いてゐる。

これに対して吉田金彦氏は、古代にはタリ・タル(樽)という和語はなかつたとして、ホタリはホダシ(絆)と同語で「紐」のこととし、「絆を取る」と解釈し、ヒモを結ぶと同質・同内容のものであつた(『古代語「ホタリ」の研究』、『古代日本語をさぐる』所収)と論じてゐる。なお、吉田氏は、後にホタリを「柄杓型注口器」(もう一つのホタリ考)、「言語生活」(三四一号)とする説を出してゐる。

また直木孝次郎氏は、ホタリを男性のシンボルを指す語ではないか(宴げと笑ひ——額田王登場の背景——)、『夜の船出』(所収)と説いてゐる。

トルは手に持つの意。

堅く取れ——カタクは、しっかりとの意。

した堅く 弥堅く取れ——シタは「確かに」の意。記伝は「下堅く 上堅く」とするが、言別は「したたか」の「した」とする。允恭記に「天飛む 軽嬢子 志多多多(志多)も 寄り寝て通れ 軽嬢子ども」(記84)とある。

ヤは、「弥」の約。「した堅く 弥堅く」と重ねて「堅く」をより強調している。

口語訳

(水そそく) 臣の少女よ、酒を注ぐ器を持ちなさい。しっかり
と、ほんとうにしっかりと持ちなさい。ますますしっかりと持ち
なさい。酒を注ぐ器をお持ちになる少女よ。(その少女の器を
持つ手が、しっかりと持っている様に、貴人の命が堅固であります
様に、またその御世が堅固であります様に。)

考説

この歌を歌詞、譜詞で比較すると、トルのトの仮名遣いに特
徴が見られる。歌詞では全五例に「刀」(甲)の文字を用い、
譜詞では全九例に「止」(乙)の文字を用いている。同歌とみ
られる記103を調べてみると、

美那曾々久 淤美能登登亮 本陀理登良須母 本陀理斗

(理) 加多久斗良勢 斯多賀多久 夜賀多久斗良勢 本陀
理斗良須古

注1：真福寺本は「本陀理斗」、猪熊本は「本陀理斗理」
とある。

注2：真福寺本は「斯多賀多久」、猪熊本は「斯多賀加
多久」とある。

とあり五例中四例に「斗」(甲)の文字を用いている。これに
ついて、大野透氏は、「トルは普通形、トルは強調形なる事
を確実に断定し得るのである。」と述べ、記103を考察し、
始にトルを用ゐる、続いてトルを4例用ゐてゐるが、トル
は明らかに強調形であつて、堅クトラセ下堅クトラセ
とあるのは、トルが強調形なる事を明示するものといへ
る。

とし、「トルの用例に於ては、強調を示す表現と結合した例が
ない事に注意すべきである。」といい、続いて奈良時代の他文
献のトルの用例などから、「天平年間には強調形トルは普通
形トルに合流する過程にあつたものと見られる。」(『萬葉假名
の研究』九四三―九四五頁)と論じている。

本歌においては、前述のように歌詞に甲類の文字が残されて
いるという点で、歌詞の方に古い表記が残っていると見える。

縁記

古事記云、大長谷若建命、坐朝倉之宮、治天下之時、長谷
之百枝榎下、為豊楽。是日、亦卷日之遠孖比売、献大御酒
之時、天皇作此歌。一云、大長谷天皇、未即位間、初欲
殺兒坂合部黑日子皇子与甥日弱王。此時二王子遁、行到於
葛木津守村大臣家匿。天皇遣使乞、臣固争不出。二王子与

大臣、並可殺。此時大臣女子韓日女娘、注云、即天皇妃也。見其父被殺、而即哀傷作歌者。

(注)「卷」は「春」の誤りであろう。

(この縁記は、原文では歌謡の前に位置している。)

訓詁

古事記に云く、大長谷若建命、朝倉宮に坐して、天下を治らしめし時、長谷の百枝槻の下に、豊樂したまひき。この日、また春日の遠杉比売、大御酒献りし時、天皇この歌を作りたまひきといへり。

一は云く、大長谷天皇、いまだ位に即きたまはざりし間に、初め兄坂合部黒日子皇子と甥目弱王とを殺せむと欲しき。この時二王子連れて、葛木津守村大臣の家に行き到りて匿りましき。天皇使を遣はして乞ひたまひしかども、臣固く争ひて出しまつらず。二王子と大臣と、並に殺せらゆべくなりぬ。この時大臣の女子韓日女の娘、(注に云く、即ち天皇の妃なりといへり。)その父の殺せらゆるを見て、即ち哀傷びて作れる歌といへり。

語釈

大長谷若建命——オホハツセワカタケルノミコト。第二十一代雄略天皇のこと。

長谷之百枝槻——「長谷」は、奈良県桜井市初瀬町あたりのこと。雄略天皇の宮居は「長谷朝倉宮」という。「百枝」はたくさんの枝が茂っている意。「槻」はケヤキの木。

春日遠杉比売——カスガノヲドヒメ。原本には「卷」とあるが、記によれば、「春日袁杉比売」のこと。「丸邇之佐都紀臣之女、袁杉比売」とある。雄略記によれば、本歌と同歌とみられる記103「字岐歌」の次に、袁杉比売が歌う「志都歌」が記載されている。

坂合部黒日子皇子——サカヒベノクロヒコノミコ。雄略即位前紀に「坂合部黒彦皇子」、允恭紀に「境黒彦皇子」、安康記に「境黒日子王」とある。允恭帝第二子。雄略帝の同母兄。目弱王——マヨワノオホキミ。安康記によれば、大日下王と長田大郎女の子。安康帝は大日下王を殺し、その妻、長田大郎女を皇后とした。紀には「盾輪王」とある。仁徳天皇の孫。

葛木津守村大臣——「葛木」は「葛城」のこと。雄略即位前紀には「葛城間大臣」とある。安康記には「都夫良意富美」とある。

韓日女娘——カラヒメノイラツメ。雄略即位前紀には「韓媛」とあり、円大臣の女。雄略天皇との間に清寧天皇を生む。安

康記には「訶良比亮」とある。

口語訳

古事記にいう、雄略天皇が、朝倉宮にいらっしゃって、天下をお治めになっておいでになった時、長谷のたぐさんの枝が茂っているケヤキの木の下で、酒宴をなさいました。この日、また春日の遠杉比売が、天皇に大御酒を献られた時、天皇はこの歌をお作りになられたという。

ある伝えにいう、雄略天皇が、まだ即位していらっしゃらない間に、最初に兄である坂合部黒日子の皇子と甥である目弱王とを殺してしまおうとお思いになられた。この時、二人の皇子は天皇から逃れて、葛木津守村大臣の家に行き到って隠れていらっしゃった。天皇は使いをお遣わしになって二人を差し出すよう乞われたが、臣は頑なに争って二人を差し出さなかった。そこで、二人の王子と大臣とは、共に殺されることになった。この時大臣の娘韓日女が、(注にいう、即ち天皇の妃であるという。)その父が殺されるのを見て、悲嘆して作った歌であるという。

考説

①儀式と歌について

「三節会次第」(一条兼良編、群書類從七所収)の「元日節

会次第」に、

次供三節御酒。

不賜臣下。

次供一献。

其儀、陪膳采女取御酒盞伝献主上。自取則返給。

賜臣下。

以左手乍盤取盃。以右手取盃放飲了。返酒於台

盤中。如本居盤返給。兩行唱平。人別勸之。

内弁毎度仰參議催之。

次國栖奏。

とある。これを見ると、「三献の儀」において、「陪膳采女」が天皇に対して酒をつぎ、臣下には「内豎」がつぐことがわかる。また「江家次第」の元日節会においても「采女供御酒」とある。これはおそらくは「内裏式」においても「賜行一周」のおり、行われていたはずである。つまり、采女が天皇に酒をつぐという元日節の儀式と本歌の「臣の娘子」が「ほだり」を取るという歌詞とが対応しているといえる。

②縁記について

第一縁記は、古事記記載の所伝の要約と考えることができる。

第二縁記は、記紀両書、ほぼ同じ事件を伝えているが、人名に

用いられた文字は古事記に近く、伝承される内容は日本書紀に近いと思われる。「此時大臣女子韓日女娘」「見其父被殺而即哀傷作歌」は記紀両書に記載はないが、歌の内容から見ると特に後述の一文はそぐわない。これらについては、すでに賀古明氏が「琴歌譜の有縁起歌・四字吉歌」(『琴歌譜新論』一八六—一八八頁)で指摘しているが、歌そのものの記載及び内容からは、現存古事記と同じ内容を伝える第一縁記の方が適していると思われる。

では何故第二縁記を載せるのだろうか。第一縁記は、古事記においては、新嘗会の際の雄略天皇と二重の采女の唱和に続く歌として、この歌が歌われたと記述されている。これについて『記紀歌謡評釈』は「本来は新嘗の後宴で、天皇が伝来のウキを手にして、大御酒を聞こし看す際に歌う慶祝歌で、のちに、宮廷において天皇出御の酒宴に奏される歌曲となったものだろう」という。こうしてみると、ますます第一縁記が適している様に思われるが、これはあくまでも新嘗会であって、正月元日節ではない。第二縁記を見る限り、前述の様に歌と伝承との関係はほとんど無いように思われる。わずかに「固」と「大臣女子」の文字のみが関連している。賀古氏は、琴歌譜の筆録者に、日本書紀尊重の態度をうかがうことができるとしている

〔前掲論文〕が、この理由だけでは、本歌に二つの縁記を記す点を納得することはできない。

どうやら「節会」と「臣の娘子」采女」と「カタク」とは無関係ではないようだ。履中即位前紀に、「則ち吾子籠得ぢて、己が妹日之媛を献る。仍りて死罪赦されむと請す。乃ち免したまふ。其れ倭直等、采女貢ること、蓋し此の時に始るか。」とある。これは住吉仲皇子の反乱の記事である。この記事によれば、皇子同志の争いの中で采女貢上が行われたことをいう。つまり、反乱と采女との関連は第二縁記と考えることができる。また、影山尚之氏は「ワニ氏の伝承と歌謡——春日袁杼比売説話をめぐる考察——」(『古事記の歌』「古事記研究大系」9所収)の中で、応神天皇と矢河枝比売の伝承や髪長比売の伝承を挙げて、「一般に曲樂で女に大御酒を献らせるのはその女を貢上することを意味した。」とし、記103「宇岐歌」について、

一首はその「ホダリ」と「堅く」の語を繰り返して、そこに主眼のあることがわかるが、「堅く」には夫婦の契りの堅いことをこほぐ意味あいもこめられていたかもしれない。

と記述する。これらを考え合わせると、第二縁記記載の理由は、「大臣女子韓日女娘、注云、即天皇妃也。」の部分につきる。韓

日女娘の貢上により、婚姻を結ぶこと。これはとりもなおさず、支配権を得ることであり、国土を広げていくこと、さらには治世を堅めることでもある。正月元日節において、「余美歌」で国土を讃め、続く「宇吉歌」で天皇の治世を寿ぐことが、その儀式の中で具象化されているといえよう。

(武部智子)

15 片降

歌詞

阿良多之支 止之乃波之女尔 可久之已曾 知止世乎可祢
多乃之支乎倍女

新しき 年の始めに かくしこそ 千歳をかねて 楽しき終へ
め

歌譜

記載なし。「3片降」と同一のため、省略されたものであろう。

(次の歌譜は「3片降」による)

阿良多之伊之伊支 止之乃於波安し之し女衣尔伊
フ可久し之伊已於之於一 女也

可久之已於之於し曾於し 知止世衣乎於し可祢衣
衣フ多し乃之伊支伊之伊乎倍女 手計

歌詞と譜詞の対照

- 1 あらたしき
- 2 としのはじめに
- 3 かくしこそ

- あらたしき
- としのはじめに
- かくしこめや
- かくしこそ

- 4 ちとせをかねて
 - 5 たのしきをへめ
- ちとせをかねて
たのしきをへめ

歌い方

「3片降」参照。

語釈

新しき年の始めに——新しい年の始めに。「新 アタラシ、ア

ラタシキ、アラタム」(名義抄)。備馬楽(呂歌)の「新しき
年」では、「安良多之支 止之乃波之女尔 也 加久之已曾

波礼 加久之已曾 川可戸末川良女 也 与吕川与末天尔
安波礼 曾已与之也 与吕川与末天尔」と歌われている。

この歌詞は、「新年始選 何久志社 供奉らめ 方代まで
に」(続日本紀・天平十四年正月十六日)と同じである。

「12大直備歌」の「考説」参照。他に仮名書き例としては
「年月は安良多安良多尔」(万20・四二九九)がある。

かくしこそ——このように(して)。カクは副詞。シは強意の
副助詞。コソは係助詞。

「千年寿き・仕へ奉る」(万19・四二六六)の反歌に、「天皇

の 御代万代に かくしこそ 見し明らめめ 立つ年のほに」

(万19・四二六七)とあるが、これは「統紀」の後間もない
頃の、豊明の宴での歌である。

千歳をかねて——千年もの未来まで予測して。「兼ねて」は副詞。「兼ね」の連用形に「テ」が接した語。前もって。あらかじめ。将来を期待する。未来の事を慮る意。

「カネテは、兼併の義で、千年を合わせて。千年の後までも」(『全譜』)。「千年を折り予定して」(『古今和歌集』新日本古典文学大系)。

「……御子之嗣継 天下 所レ知座跡 八百万 千年矣兼而 定家牟 平城京師者……」(万6・一〇四七・田辺福麻呂歌集) 限りない未来まで予測して。千年にわたるとこしえの都としてお定めになったの意。

「千」という数は神世巻に集中し、偶々歴代巻にあっても、それは神性の表記として用いられている(川副武胤「色名と数詞」『古事記の研究』所収)。

神楽歌の前張(神あそび)にも「千歳」がある。楽しき終へめ——楽しみの限りを尽くそう。

古今和歌集巻第二十の「大直日歌」では、「楽しきを積み」になっている。「楽しき」という名の「木」すなわち「御新(みかまぎ)」を積みあげましょう。「楽しき」と「木」を掛ける。「たのし」は神前・節会などで満ち足りた快い状態をいう(『古今和歌集』新日本古典文学大系)。

「宴を」楽しびを極めて罷む(『続紀』大宝元年正月十六日の踏歌節会)の記述も見える。さらに、万葉集の「たのし」の用例をみると、大伴旅人の「讃酒歌」以外はすべて、宴での歌と考えられるものばかりである。酒と宴は切っても切れない関係であることより、旅人の「讃酒歌」も宴に関連した歌であると考えてよいだろう。すなわち、「たのし」は、宴において生じる感情、または状態なのである。「タノシは行動することによって生ずる快適の感情を現わすようである」(『時代別』)。また、和歌の世界では祝賀の歌を詠む場合に「たのし」を使うという伝統があった(佐竹昭広「意味の変遷」『萬葉集抜書』)。勅撰集における「たのし」はすべて、祝賀の歌である(大嘗会や、新年の節会の歌が多い)。後世になると、「たのし」には物質的にも精神的にも豊かで富み、充足した状態であるとの意識が強くなってくる。『栄花物語』の大嘗会での歌に、「年つくり楽しかるべき御代なればいなふさ山の豊なりける」とある。年は稲を指す。稔りが豊かで裕福な御代の意。

「をへめ」については次の説がある。

①を経め…『大系』、『全書』、『詳解』。

楽しくこうやって千年の後までもお仕えしよう。

②終へめ…『全講』、『全集』。

楽しい事を極め尽くそう。楽しみを極めよう。

「他の行為を勧誘、希求する。コソメの形をとることが多い」(「時代別」)。

「睦月立ち 春の米たらば 可久斯許曾 梅を招きつつ 多努之岐乎倍米」(万5・八二五)は、梅花宴三十二首(天平二年正月十三日)の冒頭歌になっている。「雅宴の永続を願う歌。冒頭歌としてふさわしい」(集成本『万葉集』)。梅花宴の歌に「多努之岐乎倍米」の仮名書き例があり、その梅花宴の追和歌「春宴之 楽終者」(万19・四一七四)には「終」の表記がある。従って、巻五の「多努之岐乎倍米」は「楽しき終へめ」であると思われ、琴歌譜でも「楽しき終へめ」であったと考えられる。(平安朝になると「終め」と表現される)

口語訳

新しい年の始めに、(毎年)このようにして千年の長きにわたって楽しみの限りを尽くそう。

考説

『統紀』の歌「新年始邇 何久志社 供奉らめ 万代まで」(天平十四年正月十六日)は、類聚国史によれば、正史

(六国史)で元日朝賀から子日曲宴までの節会の記事に引く唯一の三十一文字の歌である(『古今和歌集』新日本古典文学大系)。「統紀」の中に歌の歌詞が載せられていることは大変珍しく、この歌が最初である。このことから、儀礼性の強いこの歌には重要な意義が認められる。百官の集う節会で歌われた歌はとてもポピュラーなものになるはずである。

『統紀』より以前に遡ると、推古天皇二十年正月七日の豊楽での歌に同様の表現が見える。

春正月、辛巳の朔にして、丁亥の日、置酒して群卿に宴
したまひき。この日、大臣寿歌を上りて日ひしく、
やすみしし 我が大君の 出で立たす 御空を見れば 隠
ります 天の八十陰 万世に 斯くしもがも 千代にも
斯くしもがも 千代にも 斯くしもがも 畏みて 仕え奉
らむ 拝みて 仕え奉らむ 歌附きまつる (紀102)

この歌は、蘇我馬子が天皇に奉った大語歌である。

万葉集では、「新しき 年の始め」の用例が四例ある。

新年乃婆自米尔 豊の稔 するすとならし 雪の降れる
は (17・三九三五) (七四六年正月)

新年之初者 いや年に 雪踏み平し 常かくにもが
(19・四三二九) (七五一年正月二日)

新年始 思ふどち い群れて居れば 嬉しくもあるか

(19・四二八四) (七五三年正月四日)

新年乃始乃 初春の 今日降る雪の いや重け吉事。

(20・四五二六) (七五九年正月一日)

これらは、正月の宴席での予祝の賀歌として詠まれている。

「新しき 年の始めに (かくしこそ)」は、正月の宴席での賀

歌(よこと)の歌詞として当時最も一般的なもの(型)であり、

それに続く後半の歌詞には応用が可能であったという事である。

前半の歌詞は万葉集では「統紀」の七四二年よりも以降の

歌(七四六、五九年)に見られる。

「千歳」「楽し」「万代」「仕え奉る」などの歌語についても

それ以降の賀歌の軌範となっていたことが、後世の賀歌からも

うかがえる。

参考

正月元日節に歌われたと推測される「大直備歌」の歌譜を次に挙げる。歌詞は「15片降」、曲節は「12大直備歌」による。

「片降」「大直備歌」は、その節会の主題に則した同一の歌詞を持つ。「12大直備歌」の「考説」参照。

歌譜

阿良し多安之伊支伊下 止之伊乃波之女衣尔伊下 可

久之し己 米夜

可久し之伊已於曾於、知止於世し乎可祿衣、宜し衣 多

乃之支乎倍女 手十二

歌詞と譜詞の対照

1 あらたしき

2 としのはじめに

3 かくしこそ

4 ちとせをかねて

5 たのしきをへめ

歌い方

「12大直備歌」参照。

「15片降」の小異歌が古今和歌集に「大直日歌」として載せられていることも、節会において「片降」と「大直備歌」が同一の歌詞で歌われたことを裏付けている。古今和歌集所載の

「大直日歌」は、古今和歌集巻第二十、「大歌所御歌」の巻頭歌である。このことから、本歌の重要性がうかがえる。

(田中裕恵)

16 長埴安扶理

歌詞

可波可美乃 可波利乃支乃 宇止介止毛 都伎之祢毛知波
 宇可良止曾毛布

川上の 川櫛の木の 疎けども 継ぎし根持ちは 族とぞ思ふ
 歌譜

可波加阿阿美伊能於於於、可波阿波阿阿阿阿阿利伊
 伊伊ム能於支伊伊伊能於於、宇止於於、祁並ム止於、
 恵夜 宇止祁並、止於毛於於於、都養伊伊之伊移移、
 祁並、母於知伊伊移移波阿阿阿 宇我阿阿良阿止於於、曾
 於毛布 手十八

歌詞と譜詞の対照

- | | |
|-----------|---------------------|
| 1 かはかみの | かはかみの。 |
| 2 かははりのきの | かははりのきの。 |
| 3 うとけども | うとけど。ゑや。 |
| 4 つぎしねもちは | うとけども。 |
| 5 うからとぞもふ | つぎしねもちは
うからとぞもふ。 |

歌い方

全六句。二段曲。第3句を譜詞のみ繰返す。囃子詞「ゑや」は「5短埴安扶理」と同じ。手の数は前段と後段いずれも九。なお二段曲のうち「16長埴安扶理」だけが、後段の改行もなく「3片降」のように後段の最初に「も付けられていない。「於於於」「二回」「阿阿阿」「二回」「伊伊伊（伊移移移、伊伊移移）」三回というように、母音を続ける歌い方がされている。歌詞は短歌定型である。

語釈

長埴安扶理——ながはにやすぶり。十一月節の「5短埴安扶理」とともに「埴安」の地で伝えられた歌と思われる。「長」は「5短埴安扶理」の「短」に対して、「於於於」「阿阿阿阿」などのように、母音が続く歌い方をいうもの。

川上の 川櫛の木の——川の上流の、川のほとりに生えている櫛（川櫛）の木は。「川上」は川の上流をさす。その例として、「玉島の この川上に 家はあれど 君を恥しみ頭さずありき」（万5・八五四）、「川上に 洗ふ若菜の 流れ来て 妹があたりの 瀬にこそ寄らめ」（万11・二八三八）がある。

「川櫛」は不明の語であるが、「川楊」、「川副楊」、「川竹」

(後撰集以後に多く見られる)など、川辺に生える植物の例があり、「川榛」も川のほとりに生えた榛の木をいうものと思われる。「川楊」「川副楊」「川竹」は、風や水になびいて流されやすいが絶えない存在である、という意味で多く詠まれている。「川副楊」が「稲筵」川副楊 水行けば 靡き起き立ち その根は失せず(紀八三)と詠まれ、「川竹」が「うつろはぬ 名に流れたる 川竹の いづれの世にか 秋を知るべき」(後撰集一七三)と詠まれているが、さらに、これらの「根」が詠まれていることに注目したい。「敵降り 遠江の 吾跡川楊 刈れども またも生ふとふ 吾跡川楊」(万七・一二九)の例は、川楊の根が生えやすいことを詠み、「河蝦鳴く 六田の川の 川楊の ねもころ見れど 飽かぬ川かも」(万九・一七三)では、川楊の根をねもころに掛けたものである。先にあげた紀八三が、川副楊の根が絶えないことを歌い、後撰集以後の川竹が「……神のみ世よりかは竹の 世世にながれて たえせねば……」(新勅撰集一三四)というように、川竹の絶えないことを詠んでいることからすると、「16長垣安扶理」の「川榛」も「根」に関連して詠まれているものと思う。このことは、「川榛」「川楊」「川竹」が実際に根付きやすい植物であることから考えら

れる。

疎けども——疎遠ではあるが、第五句「族とぞ思ふ」に対する語。「疎し」の例は万葉集にない。神代紀下、第九段に「汝若し国つ神を以て妻とせば、吾猶汝を疎き心有りと謂はむ」とあり、祝詞御門祭に「四方四角より疎び荒び米む天のまがつひといふ神の」とあるように、嫌な対象への気持ちを示す例がある。また、名義抄には「外人、ウトキヒト」とあり、関係がうすく、よく知らない人のことをいうようである。仁徳紀四年二月条には「炊烟轉疎なり」とあり、まばらな状態を示す意味がある。

『大系』『全書』は「川辺に生えた榛の木の枝がまばらであるごとく、疎遠であるが」の意ととるが、「川榛」の枝をまばらとするのはどうであろうか。「榛」を詠んだものは、万葉集の十四首のうち十首と神楽歌「榛」にその樹皮で衣を染めることが詠まれている。雄略記98と雄略紀76にも榛の木が歌われている。このように、人々に親しまれる身近な榛の木が、ここで「疎し」と歌われている理由は、川の上流にあつて遠い存在であるところから来ているのではないだろうか。そうすると「疎し」の意味は、「敵悪する」意よりも、川榛に対して「疎遠である、関係がうすい」意のほうに近

い。

継ぎし根持ちは……(川上の川榛の木を)継いで根を持つ者は。シは過去の助動詞の連体形か。従来問題のある句で、歌詞の「都伎之弥毛知波」が歌譜では「都義之祢毛知波」となっている。「義」は濁音仮名であり、ツギシネモチハトシかよめない。歌詞の「伎」は「4高橋扶理」に「波利止久奴伎止」という濁音の例がある。よって『集成』『大系』『全書』が「存米持」(正月川の米を持って来る者)とし、阿久沢武史氏(『五節舞の由来―琴歌譜歌謡考―』『三田国文』第十七号)が「米を舂いて持って来る者は、普段は疎遠でも、その時ばかりは親しみを感じる」というのは無理があるのではないだろうか。「全譜」「全註解」は「継ぎし根持ち」とする。「全譜」は「義はギの音に使っているのだから。よって上三字は継ギシと読まれ、シは助動詞の連体形のようにある。ネモチは根持ちで根を張ることか。今、台木と接木とは疎い仲だが、継いで根を持つこととなればの意としておく」という。また『詳解』は「附きしねもち」とし、「つきし」は「附きし」で、『おもぢ』とは『むぢずり草』一名『ねぢばな』と言ふ植物ではないか」という。

そこで「継ぎし根持ち」とすれば、一首全体の意味は「遠

くて疎遠である川榛の木だが、その根を継いだ根持ちは、川榛の同族だと思ふ」という意味になると思われる。「その根を継いだ根持ち」とは、川榛の血を受け継ぐ同系列の人、同じ一族の人などが考えられる。

正月元日には、節会に先立って、朝賀の儀が行われ、群臣が天皇に挨拶をするために訪れる。現在でも一般に、神々や祖先を拝し、親類が集う習慣がある。このことで思い浮かぶのは、顕宗前紀の室戸である。新室の宴の時、顕宗天皇は「福庭 川副楊 水行けば 靡き起き立ち その根は失せず」(紀83)というように、家の根が絶えないことを歌う。その次には、自分こそが天皇であるという名宣りをするのである。「16長填安扶理」も、同じ根を受け継ぐ者の歌とすれば、「舂米」とは違った意味で正月元日にふさわしい歌だと思ふ。

「継ぎし」の例は、皇位継承の「日嗣」、「七都義の御代にまわへる百箇余十の老翁の舞献る」(統後紀承和十二年)があるほか、絶えることなく天下が治められて天皇に仕えることが「……此の河の 絶ゆることなく 此の山の いや都芸都芸に 斯くしこそ 仕へまつらめ いや遠長に」(万18・四〇九八)や「……つがの木の いや継嗣に 天の下 知らしめししを……」(万一・二九)と詠まれている。また、大

宮仕えとして生まれ継いできた処女を讃える歌として「藤原の大宮仕へ 生れつくや 処女がともは 羨しきろかも」(方一・五三)がある。

この万葉集五三番歌は、「生れ継ぐ」という点と、「植安」が詠まれている五三番歌の短歌となっていて「植安」の地に関わる歌である点で、琴歌譜の「植安扶理」に示唆を与えるものとも考えられる(考説参照)。

「根持ち」の意味は、「根を持つている人」で、もとの根っこを継いでいく人のことである。古事記に「岐佐利持」「植持」という例があり、大伴家持のように家を負って立つ名の例もある。

紀83の顯宗天皇の室寿にある「その根は失せず」は、自身が続ぐべき根を持ち、一族が絶えないことを示したものである。また紀83の類歌が俊頼髓腦と古今和歌六帖「柳」にもあり、栄花物語「玉の村菊」の長和五年二月には、後一条天皇の即位の条「世は変はらせ給へど、御身はいと々榮へさせ給ふやうにて、河ぞひ柳風吹けば動くすれど根は静かなりといふ古歌のように、動きなくておはしますも、えもいはずめでたき」と道長の繁榮の譬喩に引かれている。また、源氏物語には、明石の姫君が母の明石の上に送った歌として「ひき

わかれ 年は経れども 鶯の 巢立ちし松の 根を忘れめや」とあるように、根は生みの母の意味で詠まれている。

以上から、「16長植安扶理」の「継ぎし根持ち」は、川榛の根を受け継いだ自分とその一族のことと考えられる。

族とぞ思ふ——同族であると思うことだ。上の「継ぎし根持ち」をうけて、継いで根を持つ者、自分たちはみな川榛の同族であるという意。「族」は血縁の人々の総称、同族、親族、身寄り。「思ふ」はオモフのオの脱落した形。

『全講』は「川上の川ハンノキのように、うといけれども、つぎ木の根を持ったものは、同族だと思う」としたうえで、「評」寓意があつて、いやな男だが、続いて通つて来て関係が深くなったから、一族だと思ふというのだろうか。川ハンノキがどうもよくない連想を期待しているようだ。妙な歌を興じて歌曲としたものである」としている。「評」の部分は恋歌の解釈をしているが、万葉集に「根」に「寝」を掛けた歌(14・三四〇〇、三四九七、三五〇〇など)があるので、「継ぎし根」に男女の共寝を詠んだとみたのだろう。しかし、「族」の例には、神代紀下「天稚彦が親属妻了皆謂はく……」、雄略記「己が族名は腰領と謂ふ人に……」、万葉集「問ひさくる 親族兄弟 無き國に 渡り来まして ……」(3・四

六〇)などを見ても恋歌の要素は出て来ない感じを受ける。

「詳解」は「川上に生えてある川樺カハバの木は疎く感ぜられるが、その木により添つてゐるもぢずり草は本当に親しく愛撫すべく思はれます」と解釈している。

「族とぞ思ふ」は、ふだんは疎遠になっている者も、元日に顔合わせをし、遠い先祖の血のつながりを言い、一族の結束と繁栄を含んでいるものである。「川樺の同族であると思ふよ」と、その一族を守っていく者としての自覚と同族への呼びかけが歌われている。

口語訳

川の上流に生えている川樺の木は、遠くて疎遠であるが、継いだ根を持つ者は川樺の同族であると思ふことだ。

考説

「自余小歌同十一月節」によれば、十一月節の小歌は正月元日にも歌われたことになるので、「16長埴安扶理」は正月元日のみにある歌である。おそらく、正月元日のみの独自の意味を持って歌われたであろう。この歌の本旨は「継ぎし根持ちは族とぞ思ふ」で、「継いだ根を持つ者」という自覚と同族意識、絶えない根の強調と繁栄が、祝歌として歌われているものである。「4高橋扶理」で樺と歴木が擬人的に捉えられているが、

「16長埴安扶理」の「川上の川樺の木」も、同じ血を引く遠い祖先に譬えられている。つまり、自分たちの「川樺族」が歌われているのである。しかし広義の意味に広げてみれば、同じ祖先の根を持つ日本人、すなわち節会に集った全ての人々に対して、「われらは大和の国を守っていく仲間であるよ」と向けられた言葉ととれる。その根は代々継がれていくうちに、同じ根を持つ者が増えていく、今日の子孫繁栄の意も含んでいる。

琴歌譜中には、「5短埴安扶理」と「16長埴安扶理」という「埴安扶理」二曲があるが「短」と「長」という対になっていることからすると、本来、内容も対になって歌われていたのかもしれない。「短埴安扶理」が賀古明氏の言うように、埴安の神への献歌であるなら、「長埴安扶理」はその豊かな土地に繁栄する根の意味でつながる。埴安の地の繁栄を祈る「短埴安扶理」と、その豊かな土地に根付く子孫の繁栄が歌われる「長埴安扶理」として考えられるのではないだろうか。

また、「埴安」の地を詠んでいる歌が唯一、万葉集五二番「藤原宮の御井の歌」に、「埴安の堤の上にあり立たし見し給へば」とある。その短歌として五三番歌が「藤原の大宮仕へ生れつぐや 処女がともは 羨しきるかも」とあるのである。この五三番歌は大宮仕えをするために「生れ継いだ」処

女が讃えられていて、「埴安」が詠まれている五三番歌の短歌である点で、琴歌譜の「埴安扶理」と関連するところがある。「短埴安扶理」では、唐玉を手本に巻いて舞う処女が讃えられている点が五三番歌の大宮仕えをする処女に、「長埴安扶理」では一族を継いでいくという意味の「継ぎし根」が、五三番歌の「生れ継ぐ」ことに類似するものがある。この「埴安」に係して詠まれた万葉集五三番歌が「短埴安扶理」「長埴安扶理」の発想のものになっているのではないだろうか。

白余小歌同十一月節——これ以外の小歌は十一月節に同じ。この注記は「16長埴安扶理」の歌譜の後に、段を下げて書かれている。「白余」は、それよりほか、それ以外、をさす。延喜式卷七・踐祚大嘗祭「其行列者、御飯稲在、前、白余物次之」、延喜式卷十二・中務省「凡供奉威儀官人、綏腰帶、布帶、横刀、弓箭、靴等並私備之。白余、収省臨時出用」、古語拾遺「天照大神者、惟祖惟宗、尊無与二。因、白余諸神者、乃子乃臣、孰能敢抗」、「而、今唯有中臣・齋部等二三氏、白余諸氏、不預孝選」などの例がある。

注記の「白余小歌」がどの歌からかということは、賀古明氏が「琴歌譜新論」において「天人扶理」「継根扶理」「庭立振」「阿夫斯言振」「山口扶理」の五首であると、島田晴子

氏が「琴歌譜の構成について」(学習院大学国語国文学会誌 昭44・3)において「6伊勢神歌」からとも思われる、と推測している。私は「8継根扶理」からではないかと考えている。それは、「16長埴安扶理」の「継ぎし根」の、根を継ぐという意味の文字が、琴歌譜の歌曲名「8継根扶理」に使われていることが一つである。次に、西宮記卷六「新嘗会」の条、「大歌又爰物声」の割注に「一節尽十三歌也。舞間歌三歌也」とある十三歌は、琴歌譜十一月節の十二歌に歌数が近いが、舞間歌とは、五節舞の歌と似る「5短埴安扶理」とそれに続く「6伊勢神歌」「7天人扶理」の三歌が考えられ、そしてそれに続く歌が「8継根扶理」になっているからである。正月元日には「16長埴安扶理」の次に「8継根扶理」以降の歌が歌われたのではないかと思えるのである。言いかえれば、「5短埴安扶理」「6伊勢神歌」「7天人扶理」は十一月節のみの歌と考えるのである。十一月節「3片降」「12大直備歌」「4高橋扶理」も同様に十一月節のみの歌と考える。もし、正月元日に、十一月節「4高橋扶理」以降の歌がそのまま続いて歌われるのなら、琴歌譜の小歌のうち「16長埴安扶理」だけが繰返して歌われないことになってしまう。ゆえに、十一月節「3片降」のあとには十一月節のみに「4高

「橋扶理」が歌われ、正月元日「15片降」のあとには正月元日のみに「16長壇安扶理」が歌われたとみるべきである。そして、十一月節のみの「3片降」「4高橋扶理」「5短壇安扶理」「6伊勢神歌」「7天人扶理」「12大直備歌」であり、正月元日のみの「15片降」「16長壇安扶理」と考えるのがよいと思われる。

(福原佐知子)